

2 京都府の下水道

2-1 下水道事業

(1) 下水道事業のあらましと整備状況

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水被害の軽減等を目的として、下水道法に基づき、京都府と各市町が連携しながら市街地における汚水処理施設および雨水対策施設の整備を行っている。

府域においては、まず京都市が昭和5年に事業着手し、昭和9年に吉祥院処理場の運転開始後、昭和14年に鳥羽処理場が完成した。また、北部においても、福知山市と舞鶴市が昭和30年代前半に事業着手し、昭和40年代前半に供用開始した。

京都府の流域下水道事業は、特に都市化の著しい府南部流域において、最初の流域下水道である桂川右岸流域下水道が昭和54年に供用開始し、続いて木津川流域下水道が昭和61年、木津川上流流域下水道と桂川中流流域下水道が平成11年に供用開始した。自然環境に恵まれた北部地域においては、名勝天橋立を中心とした宮津湾周辺地域で宮津湾流域下水道が平成5年に供用開始した。

なお、桂川中流流域下水道については町村合併により、平成28年4月1日付けで南丹市に移管している。

京都府が事業主体の流域下水道と合わせ、市町が事業主体の公共下水道が15市8町で供用しており、その処理人口は府内人口の94%に当たる241万人(平成28年度末)に達している。

また、雨水対策としては、平成7年から京都府が「いろは呑龍トンネル」の事業に着手し、平成13年に一部供用開始、平成23年度には北幹線が供用開始し、乙訓地域の浸水被害の軽減に既に威力を発揮しており、現在、南幹線の整備を進めている。

(2) 下水道のしくみ

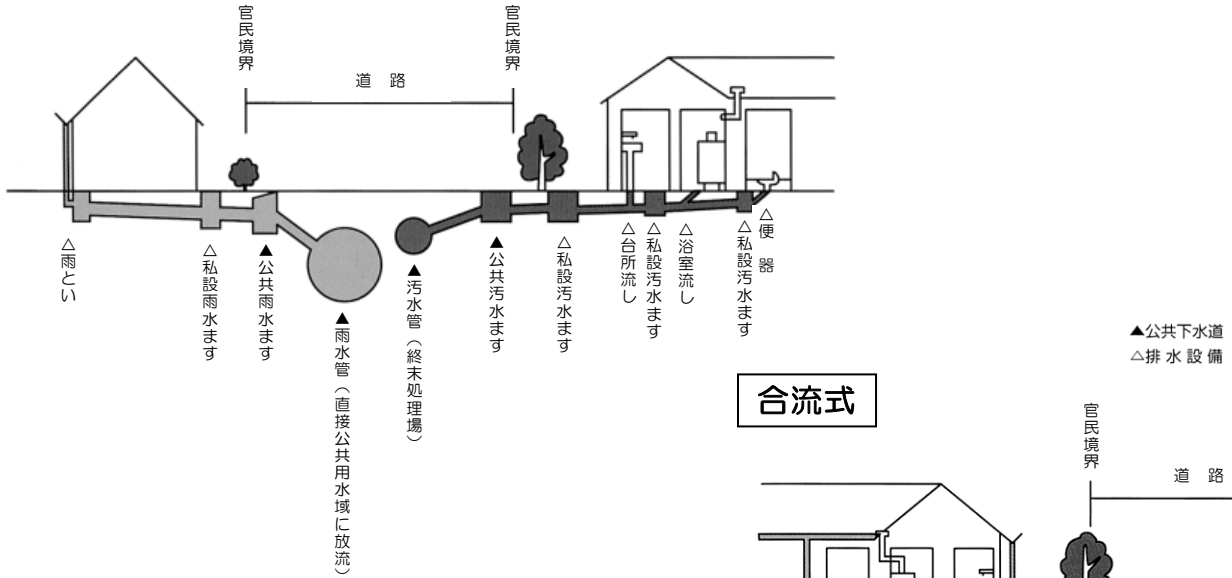
下水道の施設は、管渠・ポンプ場・処理場から構成されている。

家庭の台所・トイレ・風呂や工場等の事業所から排出される汚水は、各家庭や事業所の排水設備から汚水ますに流れ込み、道路下に埋設された管渠を通じて処理場へ流入し、処理場で処理された後、河川等に放流されている。雨水の場合は、雨水ますを経て管渠に流れ込み、河川等に放流されているが、貯留管等の貯留施設に一時的に貯留するものもある。

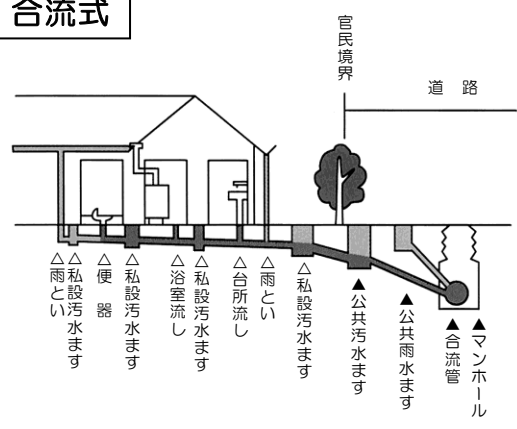
下水の排除方式としては、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式がある。

下水の排除方式

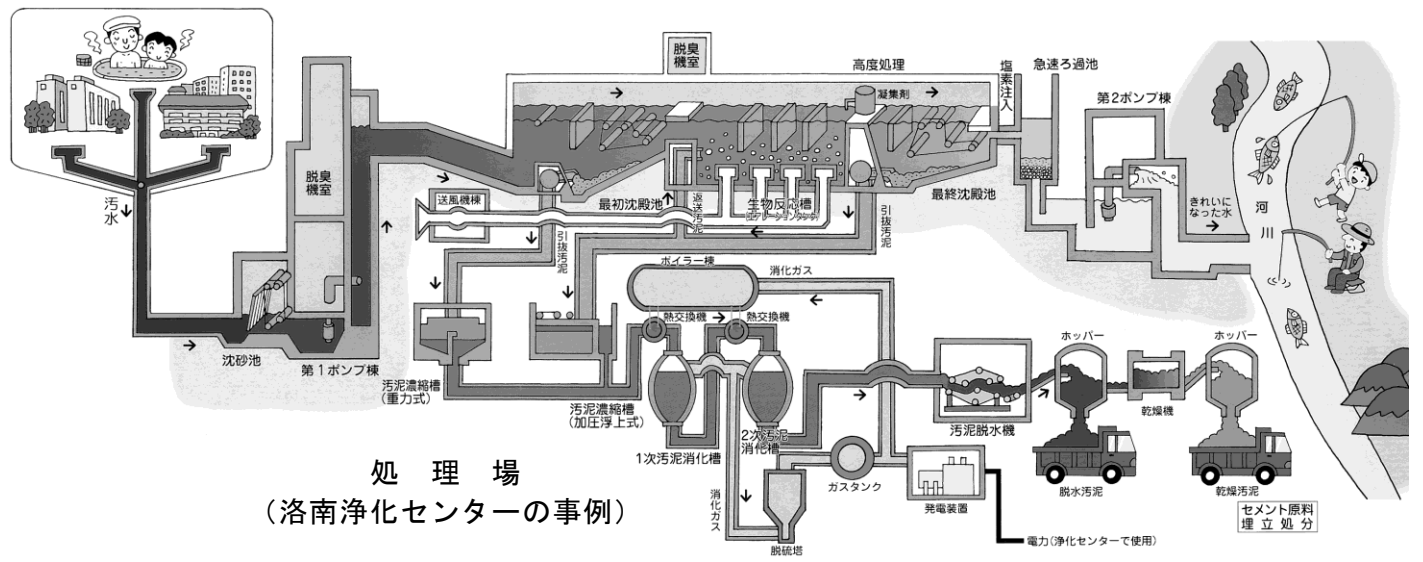
分流式



合流式



汚水処理のしくみ



処理場
(洛南浄化センターの事例)